

総務委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第5号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する
条例の制定について

資料 新旧対照表

平成28年2月12日
総 務 局

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年 8 月15日 条例第30号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>7,262</u>人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>34</u>人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員 <u>1,234</u>人以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,405</u>人以内</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年 8 月15日 条例第30号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>7,427</u>人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>35</u>人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員 <u>1,248</u>人以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,403</u>人以内</p>

川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道局企業職員定数条例 昭和42年 3 月23日 条例第13号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,066</u>人以内とする。</p>	<p>○川崎市上下水道局企業職員定数条例 昭和42年 3 月23日 条例第13号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,089</u>人以内とする。</p>

川崎市交通局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年 3 月23日 条例第14号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>557</u>人以内とする。</p>	<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年 3 月23日 条例第14号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>562</u>人以内とする。</p>